

（車幅灯）

第201条 車幅灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第34条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、車幅灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 車幅灯は、夜間にその前方300mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が5W以上で照明部の大きさが15cm²以上（平成18年1月1日以降に製作された自動車に備える車幅灯にあつては、光源が5W以上30W以下で照明部の大きさが15cm²以上）であり、かつ、その機能が正常な車幅灯は、この基準に適合するものとする。

二 車幅灯の灯光の色は、白色であること。ただし、方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と構造上一体となっているもの又は兼用のもの及び二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車に備えるものにあつては、^{とう}橙色でもよい。

三 車幅灯の照明部は、車幅灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに車幅灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より車幅灯の内側方向45°の平面（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車の左右それぞれに備えるものについては、内側方向20°の平面）及び車幅灯の外側方向80°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

四 車幅灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

2 次に掲げる車幅灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車幅灯

二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた車幅灯又はこれに準ずる性能を有する車幅灯

三 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた車幅灯又はこれに準ずる性能を有する車幅灯

3 車幅灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 車幅灯の数は、2個又は4個であること。ただし、幅0.8m以下の自動車にあつては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。

二 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車以外の自動車に備える車幅灯は、その照明部の上縁の高さが地上2.1m以下、下縁の高さが地

- 上 0.25m 以上となるように取り付けられていること。
- 三 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える車幅灯は、その照明部の中心が地上 2 m 以下となるように取り付けられていること。
- 四 車幅灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内（被牽引自動車にあっては、150mm 以内）となるように取り付けられていること。
- 五 前面の両側に備える車幅灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。ただし、前面が左右対称でない自動車に備える車幅灯にあっては、この限りでない。
- 六 車幅灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに車幅灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあっては、この限りでない。
- 七 第 198 条第 6 項第 4 号括弧書の自動車及び第 199 条第 3 項第 4 号括弧書の自動車に備える車幅灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。
- 八 車幅灯は、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、側方灯及び番号灯と同時に点灯及び消灯できる構造でなければならない。ただし、駐車灯と兼用の車幅灯及び駐車灯と兼用の尾灯並びに車幅灯、尾灯及び側方灯と兼用の駐車灯を備える場合は、この限りでない。
- 九 車幅灯は、点滅するものでないこと。
- 十 車幅灯の直射光又は反射光は、当該車幅灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- 十一 方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯（橙色のものに限る。）は、方向指示器又は非常点滅表示灯とさせている場合においては、第 7 号から第 9 号までの基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両端のものが消灯する構造であること。
- 十二 車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第 1 項（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあっては、同項第 3 号に係る部分を除く。）に掲げる性能（車幅灯の H 面の高さが地上 750mm 未満となるように取り付けられている場合にあっては同項第 3 号の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とし、被牽引自動車に取り付けられている場合にあっては同項第 3 号の基準中「内側方向 45°」とあるのは「内側方向 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。以下この号において同じ。）であって乗車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。以下この号において同じ。）であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部に取り

付けられている側方灯が同号に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては、同号の基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とし、車幅灯の H 面の高さが地上 750mm 未満となるように取り付けられている場合にあっては当該車幅灯の基準軸を含む水平面より下方に限り同号の基準中「内側方向 45°」とあるのは「内側方向 20°」とする。）を損なわないように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、同項第 3 号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

- 4 次に掲げる車幅灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
 - 一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車幅灯
 - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている車幅灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている車幅灯又はこれに準ずる性能を有する車幅灯
 - 三 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える車幅灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車幅灯又はこれに準ずる性能を有する車幅灯